

随意契約一覧表

| 契約日 | 件名 | 契約金額（税込）（単位：円） | | | 担当所属名 | 契約の相手方の名称 | 根拠法令 | 種別 | プロポーザル等の企画提案方式による法定の有無 | 学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無 | 学識経験者等の市職員以外の者の参加者数 |
|-----|------------|--|------------|-----------|------------|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------|---------------------|
| | | 当初 | 変更経過 | 最終（現時点） | | | | | | | |
| 001 | 令和4年04月01日 | 令和4年度鳥丸公共地下道維持管理業務委託 | 20,188,888 | | 20,831,238 | 都市計画局都市企画部 都市計画課 | JR西日本京都SC開発株式会社 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 物品 | | |
| 002 | 令和4年12月28日 | 危険木処理等業務（小倉山歴史的風土特別保存地区） | 12,585,000 | | 12,585,000 | 都市計画局都市景観部 風致保全課 | 一般社団法人京都森林整備隊 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号 | 物品 | | |
| 003 | 令和4年10月21日 | 京都市武道センター整備工事 ただし、昇降機設備改修工事 | 18,810,000 | | 18,810,000 | 都市計画局公共建築部 公共建築企画課 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 工事 | | |
| 004 | 令和4年11月07日 | 京都市東部文化会館ほか1か所整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事 | 13,840,000 | | 13,840,000 | 都市計画局公共建築部 公共建築企画課 | ホーネキ株式会社 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 工事 | | |
| 005 | 令和4年12月28日 | 元京都市立染只小学校複合施設整備工事 ただし、受水槽その他改修工事 | 6,545,000 | | 7,311,700 | 都市計画局公共建築部 公共建築企画課 | 有限会社桑野工業 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号 | 工事 | | |
| 008 | 令和3年08月23日 | 桃陵市宮住宅敷地に係る境界確定業務 | 5,402,100 | 5,987,300 | 5,911,400 | 都市計画局住宅室すま いまちづくり課 | 公共社団法人 公共囁託登記土地 家屋調査士協会 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 物品 | | |
| 007 | 令和4年04月01日 | 錦林市宮住宅境界確定等業務委託 | 8,187,500 | | 8,184,200 | 都市計画局住宅室すま いまちづくり課 | 公益社団法人京都公共囁託登記土 地家屋調査士協会 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 物品 | | |
| 008 | 令和4年08月30日 | 三条・岡崎市宮住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託 | 8,988,000 | | 8,578,800 | 都市計画局住宅室すま いまちづくり課 | 公共社団法人 公共囁託登記土地 家屋調査士協会 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 物品 | | |
| 009 | 令和5年02月08日 | 「京都市市宮住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務 | 30,883,880 | | 30,883,880 | 都市計画局住宅室すま いまちづくり課 | 株式会社ビードリーム | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 物品 | 有 | |
| 010 | 令和5年03月14日 | 中京区西ノ京新建町12-38（新建公園）における埋蔵文化財発掘調査業務の委託 | 30,833,000 | | 30,833,000 | 都市計画局住宅室すま いまちづくり課 | 公益財団法人 京都市埋蔵文化財 研究所 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 工事 | | |
| 011 | 令和4年04月01日 | 染只市宮住宅に係る合筆登記等業務委託 | 4,953,300 | | 5,935,800 | 都市計画局住宅室すま いまちづくり課 | 公益社団法人京都公共囁託登記土 地家屋調査士協会 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 | 物品 | | |

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度烏丸公共地下道維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月 1日
(変更後) 令和5年3月31日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地
JR西日本京都SC開発株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 20,196,888円
(変更後) 20,631,238円
- 7 契約内容
 - (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
 - (2) 水道料金の支払
 - (3) 清掃業務
 - (4) 警備業務
 - (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備の工事、維持及び運用に関する業務
 - (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
 - (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
 - (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
 - (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
電気料金の高騰により、委託料を増額する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にあることから京都ポルタの維持管理を行っている業者に維持管理業務を実施させることが必要であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
危険木処理等業務（小倉山歴史的風土特別保存地区）
- 2 担当所属名
都市計画局都市景観部風致保全課
- 3 契約締結日
令和4年12月28日
- 4 履行期間
令和4年12月29日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮土居町2-14
一般社団法人京都森林整備隊
- 6 契約金額（税込み）
12,595,000円
- 7 契約内容
当課所管地において老朽化による倒木の恐れがある樹木等において、隣接する家屋に重大な被害をもたらす恐れがあることから、樹木の伐採作業を行う。
- 8 随意契約の理由
本作業は樹木の水分が減って乾燥し落葉により葉も減って安全に作業ができる冬季（12月～3月）に実施する必要があることに加え、嵯峨嵐山の観光地にあり作業の安全上、観光客の少ない時期に実施する必要がある。
当該地区においては、地域の景観の保全・向上を図るため、伐採後の維持管理について地元団体等と管理協定を結び、維持管理を行っている中で、本件箇所についても、伐採後の維持管理を含め、地元団体と調整を行ってきた。
地元団体とは冬季作業に向けて夏頃から協議を始め、維持管理の計画をふまえた伐採計画の作成を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向が進む中、地元の会合が開催出来なくなり、地元団体の意向確認を行う機会が10月末に開催された地元団体の会合となった。その後11月下旬に地元団体から伐採後の維持管理と当該地の伐採後の整備案が提示された。
それをもとに、伐採計画が固まったことから、それ以降に本件契約手続きを進めることとなった。
契約においては一般競争入札に付すべきであるが、入札に付した場合、作業着手が2月中旬頃となり、伐採作業には3カ月程度を要するため、作業完了は5月～6月となってしまう。
しかし、4月に入ると安全作業期間である冬季から外れることに加えて、観光シーズンに突入し、多くの人押し寄せること、作業車の出入りや作業周辺の安全性の確保も困難となる。
したがって、本業務においては3月中に作業を終わらせないといけないことから、地方自治法施行

令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

本市の入札参加資格のある3社で見積合わせを実施した結果、他2社よりも安価な見積価格であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市武道センター整備工事
ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名
都市計画局公共建築部公共建築企画課
- 3 契約締結日
令和4年10月21日
- 4 履行期間
令和4年10月22日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
18,810,000円
- 7 契約内容
既設昇降機の更新工事（巻上機及び制御盤等の取替え並びに最新基準に合わせた安全装置の付加）
を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設に設置されている昇降機設備は、更新する機器間の動作がすべて製造者独自の制御方式により性能が確保されており、他社製品との互換性は保証されておらず、万が一、動作不備などが起こった場合、人命に関わる事故となり得る。このことから、既設昇降機設備の製造者である当該業者と随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---------|-----|-----|------------|-----------|
| 直接工事費 | | | | |
| 直接工事費 | 1 | 式 | 13,844,000 | |
| 計 | | | 13,844,000 | |
| 共通費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | 409,928 | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | 564,450 | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | 2,421,622 | |
| 計 | | | 3,396,000 | |
| 工事価格 | 1 | 式 | 17,240,000 | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | 1,724,000 | 消費税率 10 % |
| 工事費 | 1 | 式 | 18,964,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東部文化会館ほか1か所整備工事
ただし、自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名
都市計画局公共建築部公共建築企画課
- 3 契約締結日
令和4年11月7日
- 4 履行期間
令和4年11月8日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地
ホーチキ株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
13,640,000円
- 7 契約内容
京都市東部文化会館及び京都市西文化会館ウエスティに設置される自動火災報知設備のうち、老朽化した受信機のみを更新するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設に設置されている自動火災報知設備は、今回更新する機器とその他の機器とで一体のシステムを構築しており、機器間の通信と制御には製造者独自技術が用いられ、他社製品との互換性は保証されておらず、万が一、動作不備などが起こった場合、人命に関わる事故となり得る。
このことから、既設自動火災報知設備の製造者である当該業者と随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---------|-----|-----|------------|-----------|
| 直接工事費 | | | | |
| 電気設備工事 | 1 | 式 | 9,271,700 | |
| 計 | | | 9,271,700 | |
| 共通費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | 353,209 | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | 3,185,421 | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | 1,969,670 | |
| 計 | | | 5,508,300 | |
| 工事価格 | 1 | 式 | 14,780,000 | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | 1,478,000 | 消費税率 10 % |
| 工事費 | 1 | 式 | 16,258,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元京都市立楽只小学校複合施設整備工事
ただし、受水槽その他改修工事
- 2 担当所属名
都市計画局公共建築部公共建築企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年12月28日
(変更後) 令和5年3月6日
- 4 履行期間
令和4年12月29日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区小山中ノ川町38番地24
有限会社桑野工業
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 6, 545, 000円
(変更) 7, 311, 700円
- 7 契約内容
老朽化した元京都市立楽只小学校複合施設の受水槽改修工事等を実施するもの
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
令和4年12月12日の開札において、入札者が無かったため。
(変更理由)
1) 施工開始後の詳細調査により、外壁の補修方法及び施工数量の変更が必要となったため。
2) 断水による施設への影響を少なくするために仮設配管を施工したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
オープンカウンターによる公募型見積り合わせ結果
- 11 その他

工事費内訳

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---------|-----|-----|-----------|-----------|
| 建築工事 | 1 | 式 | 3,367,601 | |
| 機械設備工事 | 1 | 式 | 301,610 | |
| 計 | | | 3,669,211 | |
| 共通費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | 351,803 | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | 1,010,389 | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | 938,597 | |
| 計 | | | 2,300,789 | |
| 工事価格 | 1 | 式 | 5,970,000 | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | 597,000 | 消費税率 10 % |
| 工事費 | 1 | 式 | 6,567,000 | |
| | | | | |
| | | | | |

建築工事 中科目別内訳

| 建築工事 | | | | | | |
|--------|-------|----|----|-----------|----|--|
| 科目名称 | 中科目名称 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 | |
| 直接取設 | | 1 | 式 | 556,643 | | |
| 計 | | | | 556,643 | | |
| 屋上防水改修 | 改修 | 1 | 式 | 311,421 | | |
| 屋上防水改修 | 撤去 | 1 | 式 | 5,150 | | |
| 計 | | | | 316,571 | | |
| 外壁改修 | 撤去 | 1 | 式 | 1,204,758 | | |
| 外壁改修 | 改修 | 1 | 式 | 293,707 | | |
| 計 | | | | 1,498,465 | | |
| 内部防水改修 | | 1 | 式 | 949,343 | | |
| 計 | | | | 949,343 | | |
| 発生材処分 | 運搬 | 1 | 式 | 339 | | |
| 発生材処分 | 処分 | 1 | 式 | 46,240 | | |
| 計 | | | | 46,579 | | |
| | | | | | | |

機械設備工事 中科目別内訳

| 機械設備工事 | | | | | | |
|--------|-------|----|----|---------|----|--|
| 科目名称 | 中科目名称 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 | |
| 給水設備 | 給水設備 | 1 | 式 | 233,710 | | |
| 計 | | | | 233,710 | | |
| 撤去工事 | 撤去工事 | 1 | 式 | 54,270 | | |
| 計 | | | | 54,270 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

随意契約締結結果報告書

1 件名

桃陵市営住宅敷地に係る境界確定業務

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

(当初) 令和3年 6月23日

(変更①) 令和4年 3月25日

(変更②) 令和4年 9月30日

(変更③) 令和4年12月28日

(変更④) 令和5年 3月24日

4 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

公共団体法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額 (税込み)

(当初) 5,402,100円

(変更①) 5,987,300円

(最終) 5,911,400円

7 契約内容

桃陵市営住宅地に係る境界確定、土地地積更正及び分筆登記業務の委託を行う。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(変更①)

当初、桃陵市営住宅全域を境界確定することを目指していたが、未確定部分が多数あり、測量についても隣接地権者の協力が不可欠なことから、不測の時間を要しており、未確定部分が少ない団地南側を北側に先行して確定する方向に方針を転換し作業を進めたため。

(変更②)

桃陵市営住宅敷地に隣接する道路について、公図と現況に不一致が生じていることが判明したことにより、法務局との協議が必要になったことに伴う工期延長及び分筆登記業務を追加した。

また、隣接する民地についても、公図と現況が一致していないことが判明し、境界確定を行うに当たり、法務局へ地図訂正を申請する必要があるため、地図訂正業務を追加した。

(変更③)

地図訂正について、相手方との調整に時間を要したため、契約期間を延長し、業務を進めること

とした。

(変更④)

桃陵市営住宅敷地の境界確定に当たり、一部の境界について、合意が取れなかったことに伴い、境界確定完了後に予定していた地積更正登記が完了しないため、当該費用を減額する必要が生じた。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
(京都市契約事務規則第 2 6 条の 2)。
- (2) 本市内に事務所を有すること (京都市公契約基本条例第 6 条)。
- (3) 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (以下「公嘱協会」という。) のいずれかであること (土地家屋調査士法第 6 8 条)。
(京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照)
※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html
- (4) 本件については、本業務の結果を踏まえて早期に団地再生事業を検討する必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記 (1) から (4) を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4) に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第 6 3 条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 (1) ウの「特定の 1 者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
錦林市営住宅境界確定等業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和5年2月16日
- 4 履行期間
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 6, 187, 500円
(変更後) 6, 184, 200円
- 7 契約内容
錦林市営住宅における敷地活用に向けて、未確定となっている土地境界を確定させる必要があることから、業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
 - (1) 増加分
開発区域に関連する道路区域明示図の作成を進捗させるにあたり、当初想定より現地調査 (多角測量、公共用地立会業務) の点数 (ポイント数) が増加し、公図訂正に伴う申請手続、書類作成等が新たに生じたため。
 - (2) 減額分
開発協議に実際に添付が必要となる明示図等の種類・範囲が判明したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務は、土地の境界や沿革に関する厳密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示

登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

(1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。

(2) 本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。

(3) 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

（京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照）

※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html

(4) 本件について、当該団地内の底地は、住宅地区改良事業以前の細分化された状態であるため、将来活用するにあたり支障が生じないように、底地を整理する必要がある。当該業務は、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施工例第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
三条・岡崎市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託について
- 2 担当所属名
都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年6月30日
(変更後) 令和5年2月27日
- 4 履行期間
令和4年7月1日～令和5年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 9,999,000円
(変更後) 9,579,900円
- 7 契約内容
三条・岡崎市営住宅団地再生事業に係る境界確定業務の委託を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
増額分
当初契約後の詳細調査により、建物滅失登記に関する公簿類資料調査の対象筆数増加及び滅失証明用の上申書作成の追加があったこと、並びに、地積更正・分筆登記申請手続対象筆数が増加したため。
減額分
面積測量範囲を実際に最小限必要となる範囲に縮小したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境

界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

(1)本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。

(2)本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。

(3)業務の性質上、分合筆登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

（京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照）

※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html

(4)本件については、令和4年度の住棟の建替えに係る都市計画法第34条の2による協議（開発許可の特例）に向けて、令和4年9月までに開発区域に係る明示を完了させる必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都市市営住宅ストック総合活用指針」住替え事業に係る移転支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年2月6日
- 4 履行期間
令和5年2月7日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町494番地1
株式会社ビードリーム
- 6 契約金額（税込み）
30,893,860円
- 7 契約内容
移転者が耐震性の確保された住戸へ円滑に住替えできるための支援及び移転に関する相談対応等の移転支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の確実な履行に当たっては、全ての移転者が円滑に移転できるよう、個別の事情（高齢や障害等）を想定したサポート体制が充実していることはもとより、住替え完了までの各業務の課題点やスケジュールを理解したうえでの履行が重要であることから、過去の同種又は類似事例の経験を重視し、受託者を決定する必要がある。
したがって、応募事業者が持つ能力や経験に基づくノウハウ等を把握し、確実に業務を履行できる能力を有しているかを評価するため、価格以外の評価によって契約の相手方を選定する必要がある。
そのため、競争入札になじまないことから、プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
中京区西ノ京新建町12 - 38（新建公園）における埋蔵文化財発掘調査業務の委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和5年3月14日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
30,833,000円
- 7 契約内容
壬生東・壬生市営住宅団地再生事業における新棟建設工事前に埋蔵文化財発掘調査を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
埋蔵文化財の発掘調査については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していること、契約締結の意向があることを履行に必要な条件としている。
今回、文化財保護課作成の意向確認票にて候補者に確認を行ったところ、全ての条件を満たす者が、当該事業者のみであったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
文化財保護課作成の意向確認票にて候補者に確認を行ったところ、実績等全ての条件を満たす者が、当該事業者のみであったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
楽只市営住宅に係る合筆登記等業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和5年3月23日
- 4 履行期間
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 4,953,300円
(変更後) 5,935,600円
- 7 契約内容
楽只市営住宅の土地に関する、筆界等の現地調査、測量、合筆等の申請手続き及び調査報告書等の書類作成業務の委託を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
土地の分筆作業 (団地内の住宅敷地と認定道路とを分筆する作業等) の検討を進めていたところ、今後行う団地内の認定道路の (一部) 廃止や用地活用を考慮し、当初より細かく分筆する必要が生じたため、筆界業務の画地調整等を増加した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。
委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、

信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

- 1 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。
- 2 本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
- 3 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。
（京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照）
- 4 本件については、本件業務を踏まえて、将来的に本市北西部地域の活性化に資するよう、賑わい施設を整備、運営する事業者を選定する必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記1から4を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、4に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2（1）ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。